

大野市生涯学習推進会議設置要綱

(平成2年3月28日教委訓令第1号)

改正 平成9年7月1日教委訓令第1号
平成13年4月27日教委訓令第2号
平成26年3月27日教委訓令第2号

(設置)

第1条 生涯学習のまち市づくりを推進するため、大野市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(事務局)

第2条 推進会議の事務局は、教育委員会事務局に置く。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 生涯学習の推進に関すること。

(2) 生涯学習関係団体との連絡・調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関し教育委員会が必要があると認める事項に関すること。

~~(事業)~~

~~第3条 推進会議は次の各号に掲げる事項について調査、研究及び審議を行う。~~

~~(1) 生涯学習推進の基本的な事項に関すること。~~

~~(2) 生涯学習の効率的な推進に関すること。~~

~~(3) 前2号に掲げるもののほかその他生涯学習の充実発展の支援に関すること。~~

(組織)

第4条 推進会議は、12人以内~~12人以内~~の委員をもって組織する。

2 委員は、学校教育関係者~~学校教育関係者~~、社会教育関係者、産業経済界関係者、学識経験者等の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内~~2年~~とし、再選を妨げない。

2 委員が任期中に交替するときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 推進会議には、会長1人及び副会長2人以内を置き、委員の互選によって選出する。ただし、会長が推進会議の運営上必要と認める場合は、幹事若干名を

任命することができる。

2 役員の定数及び職務は、次のとおりとする。

(1) 会長 推進会議を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長 会長を補佐し、会長に支障があるときは、この職務を代行する。

(3) 幹事 会長の指示に従い、推進会議の運営の推進に当たる。

(会議)

第7条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めた場合、推進会議に委員以外の者の出席を要請し、その意見を求めることができる。

~~3 会長は、推進会議が調査・研究し審議した事項を取りまとめ、大野市生涯学習推進本部長に提言を行う。~~

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、教育委員会、会長が別に定める。

附 則（平成2年教委訓令第1号）

この要綱は、平成2年3月28日から施行する。

附 則（平成9年教委訓令第1号）

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成13年教委訓令第2号）

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成26年教委訓令第2号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。